

障害者新法 晴れぬ不安



新法に期待を込めて集会に参加した障害者たち＝10月28日、東京都千代田区の日比谷野外音楽堂、小川智撮影

障害者の自立支援策を定めた法律が、全面的に見直されようとしている。今の制度では行政の福祉サービスが十分ではなく、対象から漏れる人もいるのが実情だ。障害者をとりまく環境は良くなるだろうか。

行き渡らぬサービス

重い知的障害のある男性(33)は、東京都西東京市で一人暮らしをして6年近くになる。生活を支えるのはNPO法人「自立生活センターグッドライフ」のヘルパーだ。「買い物行く?」。ヘルパーが声をかけると、男性はこつこり。スーパーでは好きな食べ物をかごに入れていく。自宅に戻ると、ヘルパーはご飯や入浴の準備。食後に歯磨きをしてあげ、寝たのを見届けた後、傍らで床に就いた。この日常は実は綱渡りだ。

2006年施行の障害者自立支援法はサービス費の原則1割の自己負担を導入した。同法を批判し、廃止を公約した民主党政権は昨年6月、新たな「障害者総合福祉法」を13年8月までに施行する方針を閣議決定。障害者が集まる政府の検討会議は今年8月に提言をまとめ、厚生労働省が法案づくりを進めている。

あり、市町村が区分と福祉サービスの提供内容を決める。

男性は2番目に重い区分で、家事援助、身体介護、外出時の見守りを合わせて月約260時間、福祉施設への通所が23日。かなり恵まれたケースだが、夜間から早朝の約7時間がまかない切れない。男性は夜中に物を壊すこともあり、グッドライフが「持ち出し」で目配りしている。

一人暮らしには、やむにやまれぬ事情もある。男性は自分をコントロールできず、母親に当たった後、自己嫌悪に陥る悪循環に。母親も「気持ち悪くなってあげられない」と自分を責めるが、負担は重い。男性は障害者の共同住宅に入ったが、ストレスで精神

状態が悪化。グッドライフの支援で一人暮らしを始める。落ち着きを取り戻した。だが、支援がないと、実家に帰るか施設に入るしかない。重い知的障害を持つのに、制度の枠外に置かれた人もいる。千葉県40代の女性は2年前、同居の母を亡くし一人暮らしに。福祉サービスを自治体に申請したが、程度区分は「非該当」と判定された。女性に自治体が交付した障害者手帳の等級は、知能指数などをもとに「重度」。一方、程度区分は日常の動作を中心に判定し、問題行動がない人は低く出やすい。女性は最低限の家事はできるが、電話対応が苦手。連絡が途絶えることもしばしば。火の元も心配で、周囲は福祉サービスで共同住宅への入居を望むが、それがかなわない。

ニーズ反映 財源の壁

障害者や支援者ら約1万人が10月末に東京都内で開いた集会。参加者は、障害者支援の新法に自身の代表らがまとめた提言を反映させるよう訴えた。提言は今の程度区分を廃止し、本人が望む暮らしを尊重した利用計画を立て、自治体が新指針をもとに支給を決める仕組みを求める。福祉の相談員で提言にかかわった朝比奈ミカさんは「今の制度は生き方の選択肢を狭めてい

る。社会参加など可能性を広げるには、本人のニーズをもとにした支援が大切だ」と述べた。ただ、これには行政サービスの充実が必要で、財源が壁

になる。提言は、障害者向けサービス給付の水準を先進32カ国の平均並みにすることも求める。1兆円余りの関係予算を2倍近くに増やす必要があるというが、自治体の担当者は「お金がかかる福祉は障害者向けだけではない。国が財源に責任を持たないと、予算増は難しい」。政権は増税とセットで社会保障改革を進めるが、障害者福祉の分野でも、国民の多くが納得できる「受益と負担」の議論が欠かれない。(森本美紀)